

治山課長	治山係長	林地保全係長	課長	員	担当者	年月日	決裁
[Redacted]							



熱海市伊豆山における
 [Redacted] による林地開発
 事業承継等について、
 令和元年11月22日
 本案により森林法停命
 入札等に係る事。

(件名)

熱海市伊豆山における林地開発事業承継について

(東部農林事務所治山課)

1 要旨

平成20年7月8日付け東農治第87号により許可された熱海市伊豆山における [Redacted] による林地開発行為について、 [Redacted] から事業承継したい旨、相談があった。

なお、標記開発事業者については、平成23年3月に中止に伴う仮設沈砂池設置について、是正指導をして依頼、音信不通の状態が続いている。

2 許可内容

許可日	平成20年7月8日
場所	熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted]
事業者	[Redacted]
所有者	[Redacted]
開発行為の目的	住宅団地の造成
許可面積	1.9384ha

3 権利の変遷

別紙のとおり。

4 東部農林事務所の指導方針

以下の書類を提出するよう指導する。

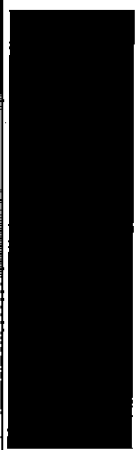
- ・ 林地開発行為地位承継届
- ・ 承継理由
- ・ 承継予定人の住民票
- ・ 開発行為を行う権原を取得したことを証する書類
 - ・ 土地の登記事項証明書
 - ・ 事業の承継同意書 (様式任意) ([Redacted] → [Redacted] 双方の押印したもの 原本)
 - ・ 「 [Redacted] 」の閉鎖事項全部証明書 (原本)
 - ・ 「 [Redacted] 」の履歴事項全部証明書 (原本)
 - ・ 代表清算人 [Redacted] の印鑑証明書 (市へ提出したものの写し)

※事業者は倒産したものの、清算人である [Redacted] に別途文書等で、権利が承継されている可能性を考慮し、 [Redacted] から事業承継の同意書をもらうよう指導する。

※同意書をもらうことが難しい場合は、森林法第3条により土地所有者に地位承継したものとみなす (土地及び事業者の登記事項証明書により判断する)。

別紙

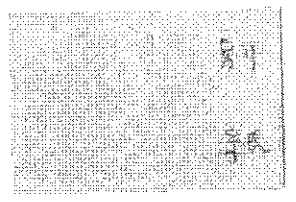
経緯整理		土地の権利	開発行為の権利	備考
	H20			
	H20.9			
	H21.2			
	H22.12			
	H23.2			
	H23.5			
	H26.4			
	H27.9			



土地の変遷

1172-27		所有者	備考
登記日	変更理由		
H20.7.8			林開申請図書
H20.10.6			
H21.2.5			
H21.2.19			
H24.6.21			
H27.9.17			

1172-1		所有者	備考
登記日	変更理由		
H20.7.8			林開申請図書
H20.10.30			
H23.2.25			



森林法（抄）

（昭和二十六年六月二十六日）

（法律第二百四十九号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある

- 一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- 二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所
び育成することができる者をいう。

3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第三条 この法律又はこの法律に基き命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

第二章 森林計画等

第四条～第四条の二（略）

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 四の二 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 四の三 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 五 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 五の二 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 五の三 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項
- 六 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 七 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。